番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	新規・通算の在留年数はもっと長くても良い。 日本語は世界でも特に習得に時間がかかる言語であり、世界情勢が不安定な中で、長期で安心して学べる保障がなければ日本に来てくれる人は減る一方となる。	本改正案に賛成の御意見として承ります。
2	人身取引に関与した者、および不適切な管理を行った機関に対しては、一切の例外を認めず、厳格かつ自動的に排除する仕組みを明文化して運用基準と適用事例をすべて国民に公開することを求める。	本指針の第三の二２（一）の規定により、不正行為を行ったと認定された場合には、その後の受入れは認められないこととなります。 また、御意見については今後の参考とさせていただきます。
3	○いわゆる移民優遇政策を採用すると、日本もいずれ欧州各国で起きた移民による犯罪大国になってしまう。 ○決まった制度を簡単に緩くしすぎであり、国民が敏感になっているときに積極的に移民政策を進めないでほしい。	本件については、いわゆる「移民政策」をとるものではありません。 なお、御意見については関係省庁に共有させていただき、今後の参考とさせていただきます。
4	○外国人の受入れが論点とされている中で滞在年数を増やすことに反対。 ○何年も経っているのに文字の読み書きができないインドネシア人スタッフがいるため、雑務作業が免除され、雑務を日本人が肩代わりして業務が増えている。 規制を緩めたら、まともな日本人スタッフが現場の状況に耐えられず離職する可能性が上がるため改正に反対。 ○今の日本経済を考えると、経済上の連携により、他国の看護師候補、介護福祉士候補者を育てる余裕はない。期限を２年に短縮すること、５年以内にはこの連携の解消を希望する。 ○本改正案について、以下の理由から反対。 ・本制度は日本の国家資格である看護師・介護福祉士の資格取得を前提として、外国人を「候補者」として一時的に受け入れる仕組みであるため、一定期間内に国家試験に合格できなかった場合には在留を終了すべき。 ・今回の改正案は、国家試験に合格できない場合であっても、候補者としての在留期間の上限を５年まで延長する内容となっているため、「労働力確保」を実質的に優先するものと受け取られかねず、資格の有無による線引きが曖昧になるおそれがある。 ・在留期間が長期化すれば、生活基盤や職場への依存関係が形成され、制度上は帰国が前提であっても実際には帰国が極めて困難となることが予想される。	本改正案は、第２１７回通常国会において承認された「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」を踏まえたものです。 なお、御意見については関係省庁に共有させていただき、今後の参考とさせていただきます。